

大槌町地域防災計画修正の概要

1 修正の経緯

令和3年5月に開催された中央防災会議において「防災基本計画」が修正され、この修正を参考に、令和4年3月に岩手県が防災会議を開催し、災害予防、災害応急対策等の充実・強化に向けて岩手県地域防災計画を修正しましたことを受け、大槌町地域防災計画を修正するもの。

2 岩手県が修正した主な内容（大槌町地域防災計画に関わるもの）

(1) 避難情報の名称変更

旧	新	備考
避難勧告	避難指示に統一	令和3年6月の防災会議に諮り先行的して修正済み
避難準備・高齢者等避難開始	高齢者等避難	
	緊急安全確保	

(2) 広域避難に関する事項

災害が発生するおそれがある段階から広域避難を実施できることとしたこと。

※ 避難先を求めて他市町村長と協議を行うことができる反面、他市町村長から受入の協議を受けた場合は、正当な理由がある場合を除き、これを受入れなければならない。

(3) 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保

ア 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設を指定するよう努めること。

イ 福祉避難所として指定避難所を指定する際は、受入れ対象者を特定して公示すること。

(4) 個別避難計画の作成・管理

ア 市町村は、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成し、適切な管理に努めること。

イ 避難行動要支援者本人の同意が得られず、個別避難計画が作成されていない場合でも、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から必要な配慮に努めること。

3 町が修正した主な内容

(1) 岩手県地域防災計画に合わせた修正

岩手県が修正した主な内容（大槌町地域防災計画に関わるもの）について修正・追記

(2) 大槌町の課題解決のための修正

ア 令和4年1月に発生したトンガ沖の海底火山噴火による津波を教訓に、津波注意報・警報時における初動対応についての見直し。

イ 主な見直し内容

(ア) 災害対策本部員の明確化

(イ) 津波注意報発令時に迅速に避難所を開設するための修正

避難所運営職員による速やかな避難所開設を行うため「1号津波非常配備」を新たに追記し、職員の初動体制を修正

(ウ) 津波警報又は大津波警報が発令された際の勤務時間外等における職員の対応（参集判断）
勤務時間外の参集や、勤務時間内の外出時において、職員は「津波到達予想時刻の15分前までに中央公民館に参集できない場合」又は「安全な移動行程が確保できない場合」等、安全を確保できない場合は参集せず、最寄りの避難所へ参集するか、自宅その他の安全な場所で待機する。

(3) 現状を踏まえた修正

災害対策本部の事務分掌について、現状に合わせて見直し修正

(4) 避難情報に関するガイドラインに基づく修正

ア 内閣府が発表した「避難情報に関するガイドライン」に基づき、防災委員である盛岡地方気象台からのご意見を反映させていただきました。

※ 岩手県地域防災計画ではまだ修正がなされておりませんが、今後、修正される見込みのため、先行して修正します。

イ 具体的な修正箇所

(ア) 土砂災害警戒情報の補足資料の修正

(イ) キキクル（危険度分布）について記載